

○大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付要綱

平成28年9月20日

告示第175号

改正 平成30年2月19日告示第23号

令和3年1月12日告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商業の活性化を図るため、商業者が連携したグループが提案し、実施する事業に対して予算の範囲内で市が助成金を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる産業のうち、別表1の業種に分類される事業を営む者をいう。
- (2) 店舗 商業者が商品の販売又は役務の提供等を行う建物をいう。
- (3) グループ 大竹市に店舗を有する商業者（以下「市内商業者」という。）を3者以上含み、かつ、市内商業者が構成員の3分の1以上を占める団体（大竹商工会議所及び大竹駅前商店街振興組合等の法人格を有する団体を除く。）をいう。

(交付の対象グループ)

第3条 助成金の交付対象となるグループは、次に掲げる要件を全て満たすグループとする。

- (1) グループの代表者が明確であること。
- (2) グループの代表者が市内商業者であること。
- (3) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者がグループの構成員でないこと。

(交付の対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業で、大竹市の地域商業の課題解決を図るため、グループが自主的かつ主体的に提案し、大竹市内で新たに取り組む事業であることとする。

- (1) 地域資源を活用した新商品（新名物）の開発に関する事業
- (2) 販売促進に関する事業

- (3) 創業支援に関する事業
- (4) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成金の交付対象としないものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は民間の助成団体等が実施する他の財政的支援制度による助成等を受ける事業
- (2) 従来から同一の事業内容により実施している事業
- (3) 同一の事業内容で既に助成金の交付を受けている事業。ただし、第12条に規定する事業の評価の結果、評価点数の合計が7点以上であった事業については、事業を実施した年度の翌年度から2年以内に限り再度助成金の交付対象とすることができる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、規則第5条の規定にかかわらず、1つのグループに対し1回につき25万円を上限とする。

(対象経費)

第6条 助成金の対象経費は、次の費用とする。

費目	内容
報償費	講演会の講師又は調査、研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼等（外部講師の交通費、宿泊費等を含む。）
旅費	調査、研究等のための交通費等
需用費	機材、資材、書籍等の購入費、チラシ、ポスター、報告書等の印刷費、消耗品費等
役務費	通訳、翻訳又は原稿の作成に係る経費、通信運搬に係る経費、保険料等
使用料、賃借料	会場使用料、車両、機械等の賃借料、通行料等
その他	市長が特に必要と認めた経費

(対象外経費)

第7条 次に掲げる経費は、助成金の交付対象としない。

- (1) グループの経常的な運営費
- (2) 1件1万円以上の物品の購入費
- (3) 食糧費
- (4) 領収書等により支出が確認できない経費
- (5) 前各号に規定するもののほか、助成対象事業に係る直接的経費と認められない経費

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとするグループは、大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期限までに提出し

なければならない。

- (1) 大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金事業計画書（様式第2号）
- (2) 大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金事業収入支出予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿（店舗名，所在地，氏名，連絡先等を記載したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は，年度ごとに一グループにつき一回限りとする。ただし，助成金の交付の決定を受けていないグループについては，助成対象事業の再募集が行われた場合に限り，再度交付の申請を行うことができるものとする。

（審査）

第9条 市長は，前条の規定による申請があったときは，別表2で定める審査基準により，助成金の交付の適否を審査するものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は，前条第1項の規定による審査の結果，別表2の評価項目（1）から（7）までの評価が全て1点以上であり，かつ，合計点が9点以上である場合は，助成金の交付を決定するものとする。

2 助成金の申請額が当該年度における予算額を超える場合は，予算の範囲内において，審査の結果の点数の高いものから交付を決定するものとし，当該年度の予算額を超える申請については助成金の交付を決定しない。

3 市長は，助成金の交付を決定したときは，大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により，助成金の交付を決定しなかったときは，大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 助成金の交付の決定を受けたグループ（以下「交付グループ」という。）は，助成対象事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定を受けた年度の3月25日（閉庁日の場合にあつては，直前の開庁日）のいずれか早い日までに，大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金実施結果報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して，提出しなければならない。

- (1) 大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金成果報告書（様式第7号）
- (2) 大竹市商業者連携チャレンジ事業収入支出決算書（様式第8号）
- (3) 助成対象事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の報告書が提出されたときは，その内容が適正であるか審査し，交付グループに対して大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金確定通知書（様式第9号）により助成金の額

を通知する。

(事業評価)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、別表3で定める事業評価基準により、事業を評価するものとする。

2 市長は、事業評価を実施するに当たり、必要に応じて交付グループから事業の成果について、ヒアリングを行うことができる。

(助成金の交付)

第13条 第11条第2項の規定による通知を受けた交付グループは、大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付請求書(様式第10号)により助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、交付グループは、大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金概算払請求書(様式第11号)により、助成対象事業が完了する前に概算払により助成金の交付を請求することができる。

3 前項の規定により助成金の交付を受けた交付グループは、第11条第2項の規定による通知を受けた後に、大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金概算払精算書(様式第12号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 市長は、規則第13条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付グループが第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 助成対象事業が第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 相当の理由なく助成対象事業の実施内容が事業計画と著しく異なったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の保存)

第15条 交付グループは、当該助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成対象事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間、当該助成対象事業に関する全ての書類を保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年2月19日告示第23号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日告示第4号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

大分類
卸売業，小売業
不動産業，物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業
宿泊業，飲食サービス業
生活関連サービス業，娯楽業
教育，学習支援業
医療，福祉
サービス業（他に分類されないもの）

別表2（第9条，第10条関係）

要件審査基準

評価項目	審査基準	評価（配点）
(1) 必要性	ア 地域商業の課題やニーズを的確に把握しているか。 イ 事業の目的が明確であり，事業を実施することにより地域商業の課題の解決につながるか。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(2) 目標設定	ア 事業の目標設定は妥当か。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(3) 公益性	ア グループの構成員だけでなく，市民や地域に利益はあるのか。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(4) 実現性	ア 事業の実施体制が整備されているか。 イ 事業計画及び資金計画は妥当なものになっているか。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(5) 継続性	ア 継続して実施するためのアイデア等が見込まれているか。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)

(6) 独創性又は波及性	【独創性を評価する場合】 ア 他の団体等の活動には見られないようなグループの特色を活かした独創的な事業か。 【波及性を評価する場合】 ア 他の団体等にも同様の活動が広がる事が期待できる事業か。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(7) 発展性	ア 既存の事業を継続するものでなく、新しいことに取り組む事業か。	審査基準に該当しない。(0) 審査基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)

別表3 (第12条関係)

事業評価基準

評価項目	評価基準	評価 (配点)
(1) 実現度	ア 事業計画どおり実施できたか。	評価基準に該当しない。(0) 評価基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(2) 達成度	ア 目標が達成されたか。	評価基準に該当しない。(0) 評価基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(3) 連携度	ア 構成員は連携できたか。 イ その他の団体等と連携できたか。	評価基準に該当しない。(0) 評価基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(4) 分析度	ア 実施した事業の効果や課題について分析を行っているか。	評価基準に該当しない。(0) 評価基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)
(5) 期待度	ア 課題や問題点を改善し、新たな取組につながるか。 イ 次年度以降に効果が期待できる事業か。	評価基準に該当しない。(0) 評価基準に該当する。(1) かなり評価できる。(2)

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付申請書

大 竹 市 長 様

【申請者】

住 所

グループ名

代 表 者

連 絡 先 TEL :

E-mil :

次の事業を実施するので、大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金交付要綱第8条の規定により、助成金の交付を申請します。

交付申請額	円
助成対象事業	・事業名： ・第4条第1項各号のうち、次の☑のある号の事業に該当する。 <input type="checkbox"/> 第1号・ <input type="checkbox"/> 第2号・ <input type="checkbox"/> 第3号・ <input type="checkbox"/> その他
グループの活動歴	年 月 日～
グループの主な活動内容及び助成対象事業の内容	
構成員の人数	人
添付書類 ※ 右欄のうち添付した書類に☑を記入してください。	<input type="checkbox"/> 大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金事業計画書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金事業収入支出予算書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 構成員名簿(店舗名、所在地、氏名、連絡先等を記載したもの) <input type="checkbox"/> 代表者の店舗の位置図

※ 必要に応じ、様式を編集し、又は別紙を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

年度大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金事業計画書

グループ名： _____

実施事業名	
実施時期	
地域商業の課題	
事業の目的	
期待される効果 ※この事業を実施することによってどのような効果があるか記入してください。	
目標 ※事業で達成したい目標をできるだけ具体的な数字で記入してください。	(例：売上高〇〇千円以上，売上高前年比〇〇%以上等)
事業内容 ※事業の概要やスケジュール，対象者など，分かる範囲でできるだけ具体的に記入してください。	
構成員の連携方法 ※各商業者がそれぞれの長所や特徴を活かしてどのように事業にかかわるのか，また，グループ以外の団地等と連携する場合は，その内容を記入してください。	
事業費	(うち助成対象経費 円)

様式第3号（様式第8条）

年度大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金事業収入支出予算書

グループ名： _____

事業名				
収 入	内 訳		自主財源等	助成額
	合 計		円	
支 出	事業区分	内 訳	助成対象外	助成対象
	小 計		円	円
	合 計		円	

様式第4号（第10条関係）

大竹市指令 第 号

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付決定通知書

【申請者】

住 所
グループ名
代 表 者

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

年 月 日

大竹市長

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
- 3 そ の 他

様式第5号（第10条関係）

大竹市指令 第 号

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金不交付決定通知書

【申請者】

住 所

グループ名

代 表 者

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次の理由により交付できませんので、通知します。

年 月 日

大竹市長

- 1 交付できない理由
- 2 そ の 他

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金実施結果報告書

大 竹 市 長 様

【申請者】

住 所
グループ名
代 表 者

年 月 日大竹市指令 第 号で決定の事業が完了しましたので、大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実施結果を報告します。

交付決定額	円		
対象事業費	円		
実施事業内容	実施日	実施内容	対象事業費
添付書類 ※ 右欄のうち添付した書類に☑を記入してください。	<input type="checkbox"/> 大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金成果報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 大竹市商業者等連携チャレンジ事業収入支出決算書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 助成対象事業に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 事業の様子が分かるもの（写真、チラシ、パンフレット等）		

※ 必要に応じ、様式を編集し、又は別紙を添付してください。

様式第7号（第11条関係）

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金成果報告書

グループ名： _____

助成金交付年度	年度
事業名	
<p>活動の成果</p> <p>※ どのような活動をして、どのような成果があったのか具体的に記入してください。</p>	
<p>目標達成度</p> <p>※ 申請時の目標をどのくらい達成できたか記入してください。</p>	
<p>今後の事業展開及び目標</p> <p>※ これからどのような活動していくのか今後の目標とあわせて記入してください。</p>	

様式第8号（第11条関係）

大竹市商業者連携チャレンジ事業収入支出決算書

グループ名： _____

事業名				
収 入	内 訳		自主財源等	助成額
	合 計		円	
支 出	事業区分	内 訳	助成対象外	助成対象
	小 計		円	円
	合 計		円	

様式第9号（第11条関係）

大竹市指令 第 号

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金確定通知書

【申請者】

住 所

グループ名

代 表 者

年 月 日付けで交付決定した助成金について、次のとおり金額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

大竹市長

1 確定額 金 円

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金交付請求書

大 竹 市 長 様

【請求者】

住 所
グループ名
代 表 者

大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金交付要綱第13条の規定により、次のとおり助成金を請求します。

請求金額 _____ 円

※口座振替登録欄

金融機関名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
(カタカナ)	
口座名義人	
口座番号	

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金概算払請求書

大 竹 市 長 様

【請求者】

住 所
グループ名
代 表 者

年 月 日大竹市指令 第 号により交付決定のあった助成金について、大竹市商業者等連携チャレンジ事業助成金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

※口座振替登録欄

金融機関名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
(カタカナ)	
口座名義人	
口座番号	

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

大竹市商業者連携チャレンジ事業助成金概算払精算書

大 竹 市 長 様

住 所
グループ名
代 表 者

年 月 日大竹市指令 第 号で交付決定し、概算払を受けた助成金について、次のとおり精算します。

事業実績報告額	円
助成金精算額	円
概算払受領額	円
差引（過・不足）額	円

- 様式第1号 (第8条関係)
- 様式第2号 (第8条関係)
- 様式第3号 (様式第8条)
- 様式第4号 (第10条関係)
- 様式第5号 (第10条関係)
- 様式第6号 (第11条関係)
- 様式第7号 (第11条関係)
- 様式第8号 (第11条関係)
- 様式第9号 (第11条関係)
- 様式第10号 (第13条関係)
- 様式第11号 (第13条関係)
- 様式第12号 (第13条関係)